

令和7年度 大阪市立鯰江中学校

「学校いじめ防止基本方針」

1. 「いじめ」とは

① 「いじめ」の定義

「いじめ」とは生徒等に対して、当該生徒等が在籍している等当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われることも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめは特定の者を攻撃し排除することによって、さまざまな権利を奪う人権侵害である。」いじめは体への暴力だけでなく、「無視」や「言葉の暴力」によって心に傷を負わせるものであり、差別という社会的・心理的な排除と同じである。

具体的ないじめの様態は、以下のとおりである。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間外れ、集団による無視をされる。
- ・わざとぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりの暴力行為をされる。
- ・金品を要求されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話を使用しての、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

②いじめの理解・防止

いじめは、どの子にも、どの学校にも起こりうることである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くのものから集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命または身体に重大な危険を生じさせうる。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って行うことが必要である。また、「いじめは人権侵害である。」という視点もしっかりと認識し、指導にあたっては人権教育的視点を持ってあたることも必要である。また、いじめの構造は差別の構造とも同じである。いじめの問題を差別の問題と重ね合わせて考えてみると、

いじめの本質が見えてくる。いじめは人間が起こす行為なので人間の力でいじめを止めることもできる。そして、いじめは集団の関係の中で起こっているので、いじめは集団の質のあり方を変えることによって止めることができる。

いじめは、どの子にも、どの学校にも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめ問題克服のためには、全ての生徒を対象とした、いじめの未然防止の観点が重要であり、全ての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取り組みが必要である。

2. 本校の基本方針

上記の考えをもとに、本校では『いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る』という認識のもと、教育活動全体を通じて、お互いの人権や思いやりを大切にする態度を育成し、共に解決に向けて考え、支え合える集団育成のために「大阪市立鯨江中学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止を最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決をめざす。

(1) いじめを絶対にしない、許さない学校の雰囲気づくりに関する取組

① 豊かな人間性の育成

思いやりを持って協力し合い、仲間を大切にする。お互いの違いを認め合い、いじめを許さない集団づくりを行う。また、規律ある生活習慣や態度を身につけさせる。

② 道徳教育の充実

道徳の時間を通じて、自主性を育むと共に自他を大切にし、相互に信頼できる人間関係と社会性を育成する。

③ 総合的な学習の推進

宿泊行事や職場体験活動など、全教育活動を通じて体験的な活動を積極的に取り入れる。その中で、豊かな感性や情操を育むとともに人としての在り方や問題解決力を高めるように努める。

(2) いじめ未然防止に関する取組み

①年間計画

	第1学年	第2学年	第3学年	全学年
1 学 期	○学級集団作り ○一泊移住	○学級集団作り ○校外学習	○学級集団作り ○修学旅行	○いじめ(いのち)について考 える日 ○体育大会 ○アンケート調査 ○教育相談
2 学 期	○環境学習 ○校内行事（スポー ツ大会）等	○平和学習 ○職場体験学習 ○校内行事（スポー ツ大会）等	○人権学習 ○校内行事（スポー ツ大会）等	○文化祭 ○アンケート調査 ○教育相談 ○性教育 ○子ども協議会
3 学 期	○校内行事（spo ts大会）等 ○生徒会スローガン	○校内行事（spo ts大会）等 ○生徒会スローガン	○校内行事（spo ts大会）等 ○生徒会スローガン	○3年生を送る会 ○アンケート調査 ○教育相談

②授業における取り組み

I 「わかる授業」づくり。

- ・習熟度別少人数授業やTTの活用、ICT機器活用など授業工夫を通して、すべての生徒が授業に参加し、活躍できるような授業を行う。

II 「指導力向上」の取り組み。

- ・メンターと若手教諭の連携。土曜授業や学力向上支援事業の研究授業など機会を活用して指導力の向上に努める。また、相互公開授業を積極的に行い、意見を交換できる環境を作る。

③課外活動の取り組み

I 部活動

- ・集団行動の中で、協調性・社会性の育成。

II 生徒会活動

- ・各生徒委員会の取り組み、募金活動、小中交流会、朝のあいさつ運動
大阪市いじめを考える中学生フォーラム

④人権・道徳教育の取り組み

・道徳教育推進教師を中心とした全教職員が参加する機能的な協力体制のもと、日常での学級活動の時間を重視して「いじめをしない」という人間性豊かな心を育てる。

(3) いじめ防止委員会の設置

①構成

校長・教頭・各学年主任・生徒指導主事・養護教諭・スクールカウンセラー
※必要に応じて緊急的な「組織」、拡大的な「組織」といった形で、構成員を限定したり、増やしたりすることもある。

②委員会の主な内容

I 学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

II ケース会議

III 未然防止の推進など学校基本方針に基づく取組みの実施、進歩状況の確認。

IV いじめの疑いに関する情報や相談があった場合には、迅速な情報の共有、関係児童生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

③委員会の実施時期

・毎週の主任会 + 臨時に設ける必要があるとき

3. いじめの早期発見についての取り組み

(1) 早期発見の基本姿勢

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応の前提であり、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持つことが大切である。いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

(2) 早期発見の取り組み

①アンケート調査の実施。年3回程度予定（6月・8月・2月）

②教育相談 年3回予定（6月・9月・11月）

③きめ細やかな情報交換・情報共有

（職朝や職員会議、学年欠席状況の把握 等）

④変化の記録

（5W1H…誰が、何を、いつ、どこで、なぜ、どのように）

⑤外部機関との連携

（城東警察署・子ども相談センター・城東区役所子育て支援室・少年サポートセンター・生活指導サポートセンター・スクールソーシャルワーカー（SSW）等）

⑥いじめ相談窓口の周知

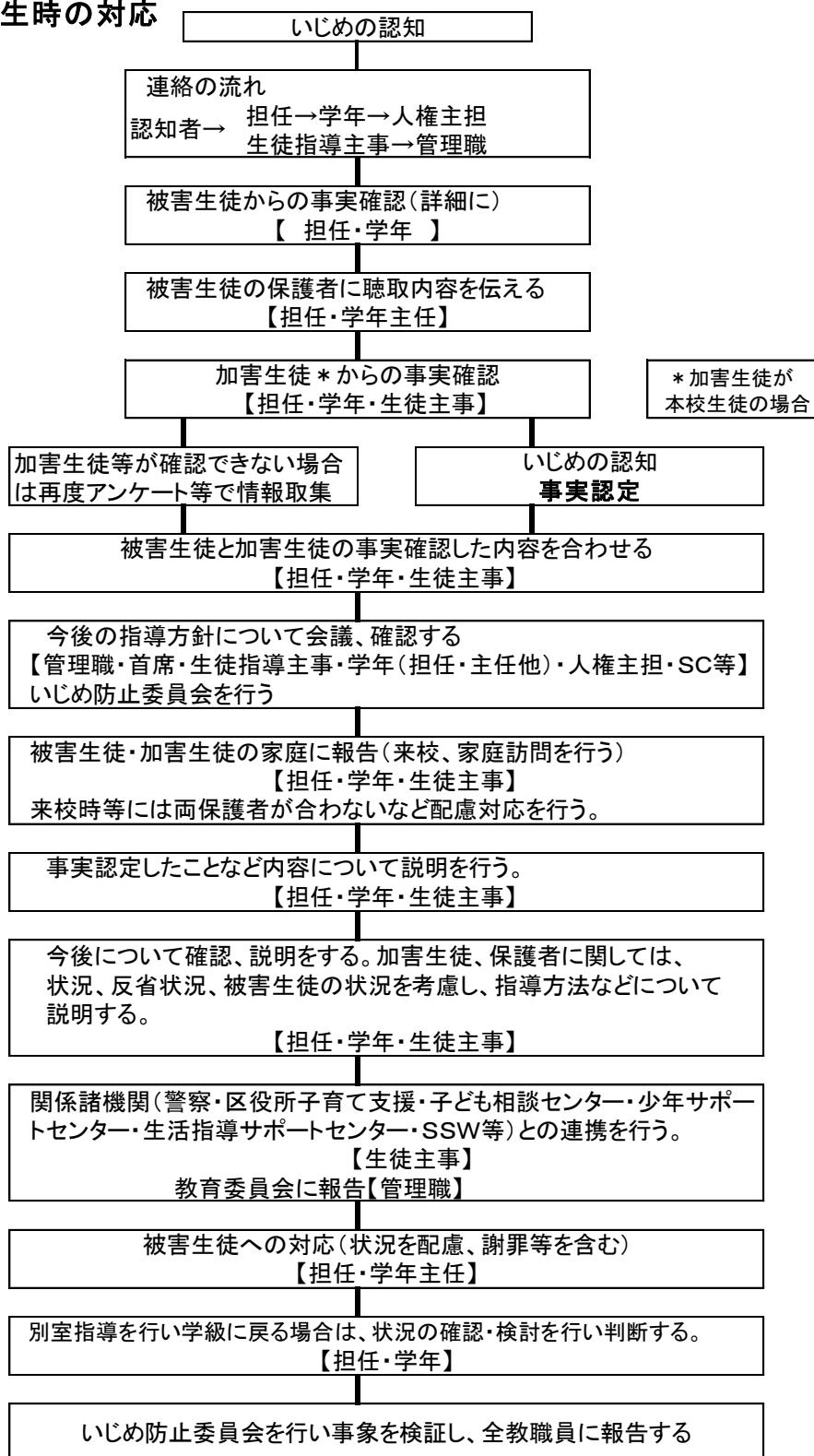
・大阪市こども相談センター 電話教育相談（こども専用）

電話：06-4301-3140（月から金、9時～19時受付。祝日、年末年始を除く）

・24時間こどもSOSダイヤル（全国共通）

電話：0120-0-78310（なやみいおう）

4、事象発生時の対応



- * 指導時、指導後について被害生徒へのケアを大切に行う。
- * 必要に応じて、加害生徒へのカウンセラー対応等を行う。
- * 個人情報の取り扱いには、確認をしっかりと行う。